

# 児童福祉と母子保健の支援を一体的に

**こども家庭センター**  
(市役所2階・子育て支援課内) ☎20-1538

**母・子どもの健康**

- 母子健康手帳の交付、妊産婦の支援
- こんにちは赤ちゃん訪問
- 出産・子育て応援給付金 など

**家庭児童相談**

- 子育てに関すること ○児童虐待 など




**健康増進課**  
(保健福祉館内) ☎27-1111

**母・子どもの健康**

- 母子健康手帳の交付
- 赤ちゃん相談(4カ月・10カ月)
- 健康診査(1歳6カ月児・2歳児・3歳児・5歳児)
- 子どもの発達に関する相談 など




**地域医療政策課**  
(保健福祉館内) ☎27-1119

**子どもの健康**

- 予防接種



市では、妊産婦や子どもとその家族に対する支援を切れ目なく行うため、4月から「こども家庭センター」を開設しました。ここではセンターの主な業務を紹介します。

## こども家庭センターの役割

市では、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)が担ってきた役割を一体化した「こども家庭センター」を子育て支援課内(市役所2階)に開設しました。

こども家庭センターでは、妊産婦や子どもとその家族が安心して過ごせるよう、健康の保持・増進や子どもの養育など、それぞれの家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行います。

## 悩みを抱えずに相談を

妊娠・出産・子育てに関することなど、さまざまな悩みについて相談に応じます。相談を受ける時は、相談者の希望を尊重しながら、関係機関や家庭児童相談員、保健師、社会福祉士、助産師、保育士

などの専門職が連携することで、あらゆる視点から必要な支援へとつなげます。また、相談の内容によつては、より適切な相談窓口を案内することもできますので、まずは相談してください。

相談を希望する場合の概要は次のとおりです。

**受付日時** 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時

**場所** Ⅱこども家庭センター(市役所2階・子育て支援課内)

**内容** Ⅱ妊娠・出産・子育てに関すること、子どものしつけ、児童虐待・貧困・保護者の病気と

いった子どもや家庭の問題など

の相談

**対象** Ⅱ妊産婦や子ども、子どもに関わる人

**申し込み方法** Ⅱ直接または電話で

同センター(☎20・1538)へ。相談員が不在の場合もあるので、

来所前に連絡してください

## 妊娠の届け出・母子健康手帳の交付は予約制で

妊娠していることが分かった時は、こども家庭センターまたは健康増進課(保健福祉館内)で母子健康手帳を交付します。妊娠の届け出・母子健康手帳の交付は予約制で受け付けますので、専用フォーム(<https://logofor.m.jp/f/LmF4>)から予約してください。安心して妊娠期を過ごしながら出産・育児の準備をしてもらうため、妊娠の届け出時に助産師などが本人と面談し、サービスの案内や子育てに関する情報の提供、相談などを行っています。



※くわしくは、「こども家庭センター」☎20・1538へ。